

人手不足対策のために 女性の活躍推進に取り組みませんか？

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、これまでの「働き方」の見直しが課題となっています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の一番の近道です。

中小企業におかれましても、女性活躍推進法に基づき、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析 ②行動計画の策定・社内周知・公表 ③行動計画を策定した旨の届出 ④情報公表に取り組んでみませんか。

注：女性活躍推進法では、常時雇用する労働者※が300人以下の企業については、行動計画の策定、届出、情報公表等が努力義務となっています。

※パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

<ステップ2> 行動計画の策定、社内周知、公表

ステップ1で分析した課題に基づき、**目標を定め**、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、**行動計画として策定し**、労働者へ**周知**、外部に**公表**しましょう。

<ステップ3> 行動計画を策定した旨の届出

※〇〇**労働局雇用環境・均等部(室)**へ届出してください。

➡数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を**点検**しましょう。

株式会社A 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日

2. 当社の課題

- (1)技術職に女性の応募が少ない。
- (2)女性の大半が事務職で総務部に配置され、配置先が偏っている。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1:技術職の女性採用者数を取組前より2人以上増加させ、技術職の採用者の女性比率を30%以上にする。

<取組内容>

- ・平成29年4月～
技術職の女性を増やすため、学生向けパンフレットを作成する。
- ・平成29年5月～
女子学生を対象とした現場見学会を毎年開催する。
- ・平成29年11月～
理系大学・高専での学生向け説明会を実施。

目標2:これまで女性がいなかった現場事務所3カ所に、技術系の女性を各1人以上配置する。

<取組内容>

- ・平成29年7月～
現場長ヒアリングにより、女性を配属する上での課題を把握。
- ・平成30年1月～
配属予定者の選定と、研修カリキュラム検討。
- ・平成30年10月～
安全具の購入、現場研修を兼ねての仮配置。定期的フォロー等を行う。
- ・平成31年4月～
本配置、定期的フォロー・上司含めたヒアリング実施。

女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について**学生をはじめとした求職者**が簡単に閲覧できるように**公表**しましょう。 ◆情報公表先は裏面の「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

無料支援

「中小企業のための女性活躍推進事業」(厚生労働省委託事業)

『課題分析のやり方が分からない』『どういう行動計画にすればいいか悩んでいる』など女性活躍推進アドバイザーが企業にお伺いして行動計画の策定等を全面的にサポートします！
まずはお気軽にご相談ください。

電話メール
相談 ☎ ☒

企業訪問 ☑

◆問い合わせ
一般財団法人 女性労働協会
TEL:03-3456-4412 E-mail:suishin@jaaww.or.jp

「女性の活躍推進企業データベース」で公表して下さい！



女性の活躍に関する情報を公表する際、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」を是非ご活用ください。

- 業界内・地域内での自社の位置付けを知ることができます。
- 自社の取組、状況を就活生や消費者、投資家にアピールできます。
- 法で求められている年1回のデータの更新についても、掲載企業に対してメールでお知らせするため、忘れずに行えて安心です。

「女性の活躍推進企業データベース」登録企業からの声

「データベースを見た女子学生からの応募が増え、優秀な人材を採用できた。」
「掲載したことで取引先、顧客から良い評価をいただきイメージアップにつながった。」
「データベースで全ての項目を公表したことで、企業としてMSCI日本株女性活躍指数(WIN)に採用された。」など。



計画の目標を達成したら

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）をご利用できます！

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

Aコース及び管理職加算については中小企業のみが対象となっています。

◎ 支給額（各コース1企業1回限り）

	中小企業	中小企業以外
【加速化Aコース】取組目標達成時	28.5万円<36万円>	—
【加速化Nコース】数値目標達成時	28.5万円<36万円>	—
女性管理職比率が15%以上(※)に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

< >の金額は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

(※) 大企業産業別基準値以上の場合となります。

女性活躍推進法等の詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活推進法特集ページ）をご覧ください。

[女性活躍推進法特集ページ](#)



お問い合わせは、青森労働局雇用環境・均等室へ。

青森労働局雇用環境・均等室

〒030-8558

青森県青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎 2階

TEL:017-734-4211

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】



厚生労働省 青森労働局雇用環境・均等室